

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年12月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第65号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年6月9日京都市条例第11号）中第12条第2項の改正規定（同項第1号中「もの（以下）」を「もの（第27条第2項において）」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に1号を加える部分に限る。）及び第27条の改正規定の施行期日は、令和5年12月20日とする。

（文化市民局地域自治推進室）